

パートスタッフ 賃金について

1、賃金の形態

- ・ 基本給（時給）
- ・ 諸手当

※ 詳細はパートタイム就業規則（以下、就業規則）、雇用契約書による

2、時給額及び昇級について

- ① 資格手当額は従業員の所持する資格により異なる（下表参照）。
- ② 基本給額は勤務時間により昇級を行う。
- ③ 試用期間は雇用開始から勤務時間100時間（又は半年）までとし、この間は資格手当を減額する
- ④ 基本給Bへの昇級条件は、総勤務時間1500時間（試用期間含む）とする。
- ⑤ 基本給Cへの昇級条件は、総勤務時間3000時間（試用期間含む）とする。
- ⑥ 基本給Cからの昇級については、就業規則に従い、別に雇用契約書にて定める。

【時給表】

		試用期間 (100hまで)	基本給 A	基本給 B (1500h)	基本給 C (3000h)
基本給		1010円 (+20円)	1010円 (+20円)	1030円 (+20円)	1055円
資格手当	ガイドヘルパー ¹ +50~100円	1060円 (+50円)	1110円 (+100円)	1130円 (+100円)	1155円 (+100円)
	介護職員初任者・実務者研修 +100~200円	1110円 (+100円)	1210円 (+200円)	1230円 (+200円)	1255円 (+200円)
	介護福祉士・看護師 +150~250円	1160円 (+150円)	1260円 (+250円)	1280円 (+250円)	1305円 (+250円)
	プラチナ介護福祉士 +400円				1455円 (+400円)
	相談支援専門員 +100~200円	1110円 (+100円)	1190円 (+200円)	1230円 (+200円)	1255円 (+200円)

※ 資格手当はヘルパー支援業務、相談支援業務（下記4参照）を行った時間に支給するものとする。

※ プラチナ介護福祉士の要件は、別途、定めによる。

¹ 行動援護従業者、重度訪問介護従業者、移動支援従業者免許を所持している者

3、諸手当について

別表1『パート賃金手当一覧表』を参照

4、業務について

* 基本給、ヘルパー給及び諸手当に該当する業務は下記の通りとする。

基本給	日中一時支援・一時預かりサービス提供時間、移動時間、事務・会議時間等（ケース記録記入時間を除く）、下記時間を除く業務時間。
資格手当 該当勤務	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援サービスの提供時間 相談支援専門員として計画相談業務（サービス等利用計画作成業務、相談・面談業務等）を行った勤務時間。相談支援専門員資格者に限る。

5、移動時間について

* ヘルパー業務時における移動時間の扱いについて。

移動時間と通勤時間の考え方

	内容	手当
通勤時間	自宅から支援場所（利用者宅など）への移動時間。	通勤手当
移動時間	支援場所から支援場所への移動時間。 支援終了後、業務命令により『そらいろ事務所』に戻った時の移動時間。 移動時間が上限1時間まで時給にて支給。	基本給 燃料費（自車など）

燃料費：130円／5km

【イメージ】

出勤	→	利用者A宅	→	事務所	→	利用者B宅	→	退勤
通勤		支援	移動	業務	移動	支援		通勤

6、福利厚生について

① ガイドヘルプ支援時の外食代補助（別紙参照）

総労働時間数等により下記の3類型に分かれ、類型により補助率が異なる。

I類	勤務時間数が3000時間未満 (試用期間、基本給A、B)	13%補助
II類	勤務時間数が3000時間以上 (基本給C)	18%補助
III類	プラチナ介護福祉士	23%補助

* 手書き報告は類型に関わらず、一律10%補助

② 研修支援金（別紙参照）

推薦研修の受講時に支給

2023年10月出勤分（11月支給給与）から適用